



誰一人取り残さない社会の実現をめざして

～第6次宝塚市総合計画と SDGs の一体的推進～

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



 宝塚市

令和3年（2021年）9月

はじめに

このガイドブックは、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）と第6次宝塚市総合計画の関係を明らかにするとともに、宝塚市がSDGsの視点を意識しながら総合計画を推進することについて、広く周知するために作成したものです。

1. SDGs とは

SDGsとは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標であり、持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットを掲げています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国も取り組むユニバーサル（普遍的）なもので、国においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」のビジョンのもと、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。また、SDGsの達成に向けた取組は、地方創生の取組の一層の充実・深化につながるものとし、SDGsを原動力とした地方創生を推進しています。

【SDGsの17のゴール】



2. 総合計画とSDGsの一体的推進

宝塚市では、令和3年度（2021年度）から第6次宝塚市総合計画をスタートさせていますが、総合計画で示すまちづくりの方向性は、SDGsの理念と重なるものであり、総合計画を推進することが、SDGsの推進にも資することから、第6次宝塚市総合計画の施策・施策分野とSDGsの17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進していきます。

3. SDGs の 17 のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール及び自治体行政の果たし得る役割※	
 1 貧困をなくそう	【ゴール1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	【ゴール2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【ゴール3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	【ゴール4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

※出典：「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－2018 年 3 月版（第 2 版）」

編集 自治体 SDGs ガイドライン検討委員会

発行 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）

ゴール及び自治体行政の果たし得る役割



【ゴール5】 ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の機能強化を行う

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



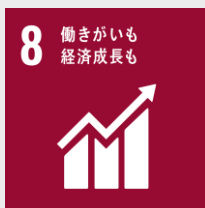
【ゴール6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



【ゴール7】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



【ゴール8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



【ゴール9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション*の推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このようにして形成された男性、女性の別をいう。

*イノベーション

新製品開発や新資源発見など、旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されること。

ゴール及び自治体行政の果たし得る役割



【ゴール 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【ゴール 11】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



【ゴール 12】 持続可能な生産消費形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



【ゴール 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



【ゴール 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

*3R

Reduce(リデュース):ごみの発生抑制、Reuse(リユース):再使用、Recycle(リサイクル):再生利用の優先順位で廃棄物の削減に努めること。

ゴール及び自治体行政の果たし得る役割



【ゴール 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



【ゴール 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【ゴール 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO*／NPO*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

*グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係であり、世界的問題の解決のため提携すること。

*NGO

Non-Governmental Organization の略で、世界で起こっている様々な課題に、政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から、利益を目的とせず取り組む市民団体。

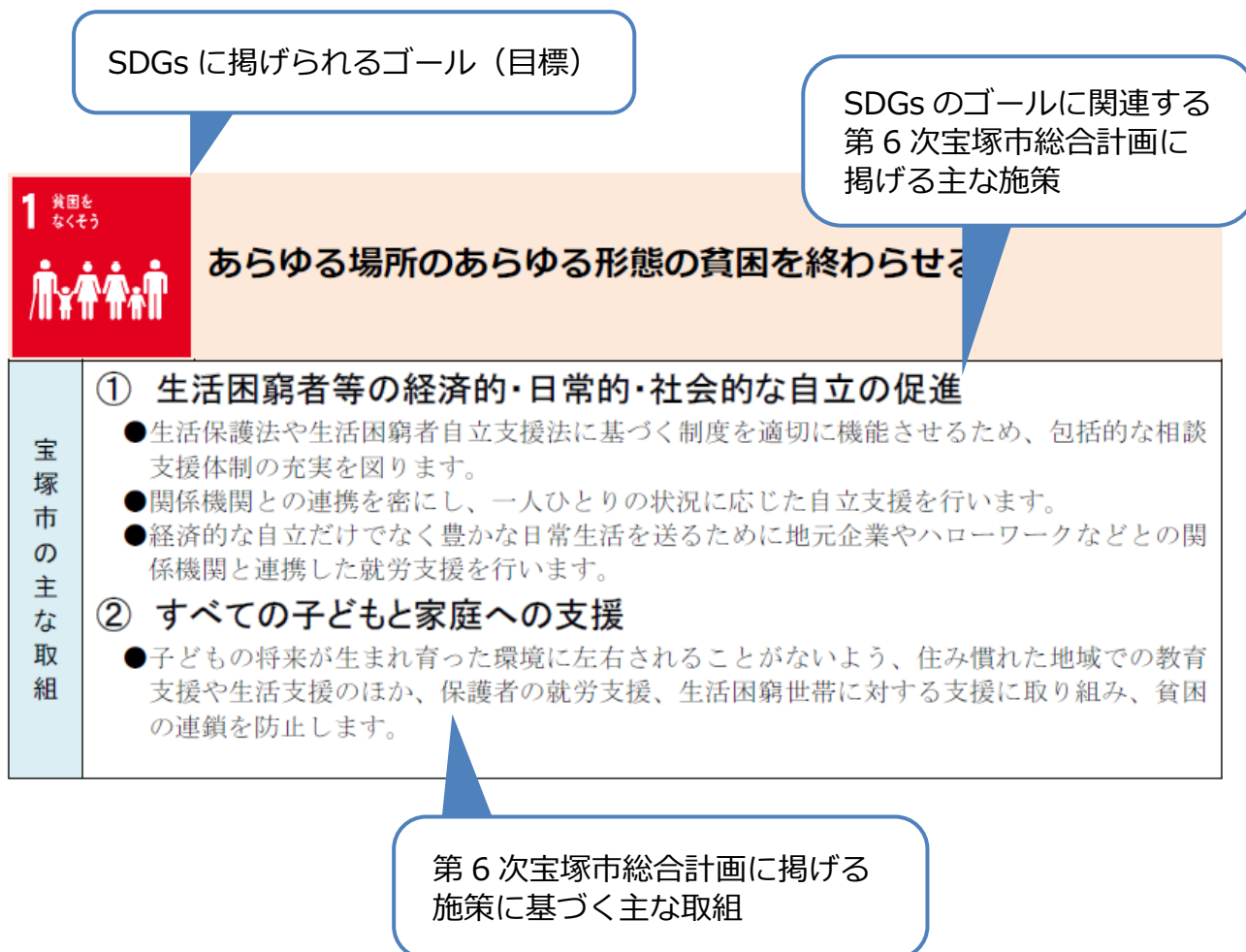
*NPO

Nonprofit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。非営利団体。

4. SDGs の 17 のゴールと宝塚市の主な取組

SDGs の 17 のゴールの達成に向けた宝塚市の主な取組を示します。SDGs のゴールに関連する第 6 次宝塚市総合計画に掲げる主な施策に基づいて整理しています。

【見方】





あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

① 生活困窮者等の経済的・日常的・社会的な自立の促進

- 生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく制度を適切に機能させるため、包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携を密にし、一人ひとりの状況に応じた自立支援を行います。
- 経済的な自立だけでなく豊かな日常生活を送るために地元企業やハローワークなどとの関係機関と連携した就労支援を行います。

② すべての子どもと家庭への支援

- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、住み慣れた地域での教育支援や生活支援のほか、保護者の就労支援、生活困窮世帯に対する支援に取り組み、貧困の連鎖を防止します。



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

① 農業の持続的な発展

- 新規就農者の確保、後継者となる農家の育成、集落営農組織の立ち上げ・運営支援など、次世代の多様な担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化の促進と販路の拡大に努めます。
- 西谷野菜など特色のある農産物のブランド化を推進します。
- 農地や農業用施設の適切な維持管理に努めます。また、生産効率の向上と甚大化する自然災害防止のため、基盤整備の研究を進めます。
- 行政と住民が連携してイノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止し、営農意欲の低下を防ぎます。

② 農業の新たな価値創出の推進

- 都市農村交流に取り組み、後継者の帰農はもとより就農希望者、農村での生活希望者を積極的に受け入れ、農村への移住・定住を促進します。
- 農産物の特産品・加工品の開発と販売の促進に向けて、開発支援や販路の確保と商工業者との連携や他業種との交流を活性化します。
- ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入を検討し、農業の効率化を図ります。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

宝塚市の主な取組

① 健康意識の向上とライフステージに応じた健康づくりの推進

- 各年代に応じた健康的な生活習慣の啓発により、生活習慣病などの発症予防に向けた取組を推進します。また、感染症に関する知識の普及啓発や予防接種、食育を推進します。
- 健診などにより疾病を早期に発見し、症状の進展等の重症化予防に向けた取組を進めます。
- 健やかなこころを保ち、いきいきと生活していけるよう、心の健康づくりに関する啓発に取り組めます。また、悩んでいる人に早期に気づき、必要な支援につながるよう、自殺予防対策に取り組めます。

② 妊産婦・子どもへの母子保健事業の推進

- 安心して出産や育児に臨めるように、子育て世代包括支援センターの相談支援や健康・子育てに関する情報提供を充実し、健やかな育ちを支援します。
- 保健・医療・福祉・教育の連携により、妊娠期からの児童虐待防止や、産後うつ病、発達障害（がい）などの育てにくさを感じる保護者への支援に取り組めます。

③ 高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境づくり

- 健康寿命を延ばすために、専門職の関与を得ながら、住民主体の通いの場の充実を図り、健康づくり、介護予防を推進します。
- 社会参加や交流を促進するために、通いの場への支援や、ボランティア・NPO 活動への参加促進、雇用・就労への支援を行います。
- 地域課題の共有を通して、多様な地域のつながりづくりと支えあう仕組みづくりを推進します。



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

宝塚市の主な取組

① 子どもの「生きる力」の育成

- 幼児期の教育・保育の質向上、特別支援教育の充実、一人ひとりに寄り添った支援の充実、学びの機会均等の保障に取り組めます。
- 基礎基本を確実に定着させ、「魅力ある授業」「わかる授業」の充実に取り組めます。
- 子どもの健やかな身体づくりの応援、健康的な成長と発達支援、安全・安心な学校給食の提供、基本的生活習慣の確立に取り組めます。
- 人権教育の充実・推進、人権意識の向上、防災教育の充実、福祉教育の充実に取り組めます。
- 外国語活動の充実、理数科目に対する関心と学習意欲の向上、ICT 環境を活用した教育の充実、キャリア教育等の機会提供、環境教育の充実に取り組めます。
- 読書活動の推進、学校図書館の充実に取り組めます。

② 生涯を通じて学ぶことのできる環境の充実

- 誰もが学べる場と機会を整え、学びあいを通じて地域を考えます。
- 図書館において、市民のニーズに応じた情報の提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援します。
- 市内の文化遺産を保全するとともに、新たな郷土資料の収集、情報発信に努めます。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の機能強化を行う

宝塚市の主な取組

① すべての人が性別にとらわれず、自分らしく暮らせるまちづくりの推進

- 男女共同参画社会実現のために、「宝塚市男女共同参画プラン」に基づき、施策を推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向けた学習や教育を推進するとともに、男女共同参画センターを中心に啓発や情報発信に取り組みます。
- 審議会委員等へのクオータ制の推進や女性の就労支援に取り組み、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場での男女の平等な参画を推進します。
- 関係機関などと連携し、より DV*被害者の視点に立った相談に取り組むとともに、女性への暴力や DV を許さない市民意識の醸成に努めます。

② すべての子どもと家庭への支援

- 「子どもの権利条約」や「宝塚市子ども条例」に掲げる子どもの権利擁護に取り組み、未来を担う子どもがいきいきと育つよう成長のプロセス全体を支えます。



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

宝塚市の主な取組

① 安全で良質な水道水の安定的な供給

- 水源や地域特性を踏まえた水質管理の強化に取り組むとともに、水質異常等に即応できるよう関係機関や近隣市との連携を進めます。
- 基幹施設や管路網の耐震化を推進します。また、災害・事故への備えとして、応急給水拠点の拡充・整備に取り組めます。
- 今後の水需要動向等の変化を考慮し、より効率的な送配水管理を検討するとともに、アセットマネジメント*のレベルアップに取り組めます。
- 水道事業経営戦略に基づき、経営の安定化に取り組めます。また、近隣市との連携や水道施設の共同化を研究し、広域化の可能性について検討します。

② 安全・安心で安定した下水道サービスの提供

- 雨水排水計画に基づく整備を継続的に進めるとともに、老朽化が進行している雨水ポンプ場の改築更新に取り組めます。また、重要な汚水管路の耐震化を推進します。
- 下水道ストックマネジメント*計画に基づき、老朽化した汚水管路の改築更新、布設替え、修繕を効率的・効果的に行い、持続可能な機能の保全に取り組めます。
- 下水道事業経営戦略に基づき、経営の安定化に取り組めます。また、近隣都市との連携による下水道施設の共同利用や管理の一体化などを検討します。

*DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

*アセットマネジメント

施設の管理のみならず、それらを持続的に提供していくための管理体制や経営も重要な要素として一体的にとらえ最適化すること。

*ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

宝塚市の主な取組

① 温室効果ガス排出量の削減

- 省エネルギーについて、市民・事業者への啓発を行うとともに、省エネの実践への支援を行い、エネルギー消費量の削減（省エネルギー）を進めます。
- 市民啓発の実施により住宅などへの太陽光発電の導入を進めるとともに、他のエネルギー種の活用についても検討を進め、エネルギー種の脱炭素化を進めます。

② 農業の新たな価値創出の推進

- 農業経営への再生可能エネルギー導入を検討します。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

宝塚市の主な取組

① 誰もがいきいきと働くための就労支援

- 誰もが働く機会を得て、仕事を通じて生きがいややりがいを感じられるように安定した雇用環境の整備に取り組みます。
- 現在のところ就労を希望していない人に対しても、自己実現や社会参加などを促し、きめ細やかな支援によりその人たちの就労の実現を推進します。

② 働く場の創出と多様な働き方の実現

- 既存の事業や社会活動など、あらゆる機会をとらえ、働く場の創出に取り組みます。
- 健康で豊かな生活を実現し、仕事上の責任を果たしながら、子育て・介護・趣味などに割く時間を確保するため、セミナーなどの開催を通して支援します。

③ 労働問題の防止と解決に向けた環境づくり

- 過剰な労働時間やパワハラ・セクハラといったハラスメントなどをなくし、労働者が安心して働ける環境を実現するための支援を行います。
- 労働者が安心して働ける環境を実現するため、関係機関と連携して必要な対策を講じるほか、それら対策について、企業にも働きかけを行います。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

宝塚市の主な取組

① 新たな事業の創出

- 商工会議所や民間の起業家等支援施設との連携により、起業や経営に関する相談がしやすい環境を整え、起業の裾野拡大や事業承継に取り組みます。
- 既存事業と創造的人材とのマッチングによる経営革新の支援などにより、宝塚市でしか手に入らないモノやサービスが生み出される機運を醸成します。
- 産産連携や産学官金連携を更に強化するほか、創造的に諸課題を解決できる人材（高度デザイン人材）の育成促進に取り組みます。

② まちの活性化

- リノベーションなどによる既存店舗の魅力向上や、市内外への効果的なプロモーションなどの支援を行うとともに、魅力ある新たな店舗の立地誘導を図ります。
- 既存事業所の新たな事業展開に対する支援に取り組むほか、住工混在地域における事業所と住民との良好な関係構築を図ります。

③ 持続可能な観光振興に向けた環境整備

- 観光案内機能（HP・SNS等を活用した経路案内等）の充実に加え、時代の変化（技術革新等）に合わせて基盤整備を図ります。
- 関係者の合意形成を図るとともに、市民ガイドや外国人向けガイドなどおもてなし人材（ボランティアガイド等）の育成に取り組みます。
- 観光消費を地域経済へ好循環させる仕掛けづくりを図り、観光消費額拡大を意識した取組を推進します。



各国内及び各国間の不平等を是正する

宝塚市の主な取組

① すべての人の人権が尊重されるまちづくりの推進

- 部落差別をはじめとする様々な差別の解消に向けて、「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」に基づき、あらゆる施策を人権尊重の視点に立って進めます。
- 人権保育や人権教育に取り組むとともに、地域や学校など様々な場における啓発に取り組みます。
- 市民、関係団体との連携を図り、協働による人権教育及び啓発に取り組みます。

② 障害（がい）のある人の権利擁護の推進

- 合理的配慮など障害（がい）者差別の考え方について広く周知を図り、障害（がい）を理由とした差別解消に取り組みます。
- 障害（がい）者虐待の未然防止や対応を適切に行うために、広く周知するとともに、相談支援体制の充実に努めます。
- 成年後見制度の周知や市民後見人の養成など障害（がい）のある人を地域で支える仕組みづくりを推進します。

③ 歴史や文化、習慣の違いを認め、尊重する地域社会の構築

- 外国人市民を地域の構成員として相互理解を深め、協力して地域社会を構築するとともに、来宝外国人に対しても共生や相互理解を促進します。
- 海外都市（外国人）等との市民及び団体間の交流を促し、相互理解と親善を図ります。



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

宝塚市の主な取組

① 迅速・適切な危機管理体制づくり

- 危機事案に対し迅速な対応を確立し、情報共有を図るため、危機管理施設の整備に取り組みます。
- 危機事案の情報伝達手段として防災行政無線、安心メール、SNS など様々な媒体の活用促進のほか、他自治体や事業者等との連携に引き続き取り組みます。
- 危機事案に関する講習会や訓練により、対応力の向上を図ります。

② 南部地域の持続可能な都市づくりの推進

- 市街地周辺の自然緑地、生産緑地をはじめとする都市緑地を保全するとともに、地域住民との連携によりこれらの維持・保全に努めます。

③ 北部地域の活性化に向けたまちづくりの推進

- 市街化調整区域の位置づけを堅持しつつ、今後も豊かな自然環境と田園環境を地域の魅力として維持・保全します。

④ 安心して住み続けられる住まいづくりの促進

- 市民の生命と財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう耐震診断や耐震改修等に対する支援を図ります。

⑤ 橋梁などの道路構造物の長寿命化や計画的な修繕の推進

- 橋梁の長寿命化計画に基づいて着実に修繕工事に取り組むとともに、舗装など道路構造物の定期的な点検により、計画的、効果的な道路の維持管理に努めます。



持続可能な生産消費形態を確保する

宝塚市の主な取組

① ごみの減量・資源化の推進

- まずは、ごみを作らない、ごみになるものを減らし、次にごみにせず繰り返し使うことを啓発、ごみそのものを減らします。その次にリサイクルを行います。
- 分別の徹底、資源化の推進、廃棄食材の削減を事業者へ啓発します。
- 燃やすごみに混入している資源化可能なごみの適正排出や台所ごみの水切りの励行を市民へ啓発します。また、クリーンセンターでの資源化対策により焼却ごみ量の削減に努めます。

② 環境保全を担う人材の育成

- イベントや小学校での学習等を通して、自然に対する感性や環境を大切にする心を育てます。また、環境教育・学習の指導者の養成に努めます。
- 市民や環境保全活動団体等の活動を積極的に支援し、その活動を広く紹介することで市民への啓発を推進します。

*デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

① 温室効果ガス排出量の削減

- 省エネルギーについて、市民・事業者への啓発を行うとともに、省エネの実践への支援を行い、エネルギー消費量の削減（省エネルギー）を進めます。
- 市民啓発の実施により住宅などへの太陽光発電の導入を進めるとともに、他のエネルギー種の活用についても検討を進め、エネルギー種の脱炭素化を進めます。

② 自助・共助の体制づくり

- 大規模災害時には、自助、共助の果たす役割に加え、公助との連携も一層重要になることから、引き続き平時からの地域の取組を支援します。
- 災害時要援護者の支援を実施する避難支援組織や地域の多様な団体との連携を図り、地域ごとの災害リスクを見据えた取組を支援します。

③ 治水・土砂災害対策の推進

- 浸水被害解消のため、県の河川改修事業の推進について県をはじめとする関係機関へ働きかけます。また、流域対策として、公園やため池などを活用した雨水貯留施設の整備などにより流出抑制を図ります。加えて、市が管理する普通河川の管理台帳を作成し、計画的な災害防除に取り組みます。
- 土砂災害特別警戒区域に関する市の総合窓口として、区域からの移転支援や県の急傾斜地崩壊対策事業の調整などに取り組みます。
- 洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域の周知や防災学習会の開催などにより、地域の防災力向上を図ります。



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

① 健康に暮らせる環境の維持

- 大気、水に関する調査・監視活動を継続し、環境基準達成率が維持又は向上するよう努め、規制の遵守やマナー、環境保全の意識の高揚を進めます。
- 生活環境の向上や清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進など地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。

② 市民との協働による美化活動の推進

- 宝塚市を美しくする市民運動への参加者の拡大を図るとともに、市民のモラルを向上させ、さらにきれいなまちを目指して、まちの美化を進めます。
- 監視カメラなどにより、市内でのごみの不法投棄を防止し、まちの美化を進めます。



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

① 緑地や里山・まち山の保全・再生の推進

- 北雲雀さずきの森緑地などにおいて、活動団体との協働による環境整備や奨励助成などによる活動支援により、環境学習や野外活動など、緑地の有効活用を促進します。
- 緑地や里山・まち山の保全活動団体に対して活動に必要な資材の提供や塵芥処理、活動内容の広報・PRなどを行い、活動を支援します。

② 関係団体等との連携による多様な生物が存在する豊かな自然環境の保全

- 関係機関や環境保全活動団体等と連携し、市内に生息する生物の情報を収集し、湿原や里地里山、まち山等の生態系の適正な保全対策を進めます。
- 学習会やイベント等様々な機会を通して、生物多様性に関する情報の収集及び提供を行い、保全意識の向上を図ります。
- 特定外来生物に関する情報の収集と提供（禁止事項の周知等）を行います。また、市民との協働により適正な駆除活動を実施します。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

① 戦争や核兵器のない平和な社会の実現

- 平和の大切さを次世代に継承するため、市民と行政の協働により平和事業を推進し、平和の大切さを伝え、ともに平和を守る意識を高めることに取り組みます。

② 防犯対策の推進

- 防犯講習会の開催や広報活動など、市民啓発を推進します。また、地域で自主的に防犯活動を行うアトム防犯グループの充実やその他活動組織の結成促進を図ります。加えて、地域の防犯カメラ設置助成など、防犯組織の支援に取り組みます。
- 犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に推進します。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

宝塚市の主な取組

① 市民自治の基盤となる地域自治の確立

- まちづくり協議会の認知度の向上を図るとともに、情報発信の支援、課題解決に向けて関係部局との連携強化など、活動が充実するよう支援します。
- 地域ごとのまちづくり計画について、その実現に向けて地域と連携しながら取り組みます。
- まちづくりに関わるすべての個人や団体（自治会、市民活動団体など）の効果的な連携促進に向けて取り組みます。
- 市民にとって最も身近な地域の集まりである自治会について、加入率が向上するように支援します。また、その結成及び運営に関して支援します。

② 様々な市民活動の充実

- 様々な分野において市民活動が充実するよう、中間支援団体などと連携し、市民活動団体やNPOなどのコミュニティビジネス*やソーシャルビジネス*を育成及び支援します。
- 市民が行う公益的な活動に対して、きずなづくり推進事業補助金などによる支援を行い、活動を促進します。

③ 市民と行政の協働の推進

- 「協働の指針」や「協働のマニュアル」などを活用した市民説明会や職員研修を実施し、協働についての意識醸成に努め、協働の取組を推進します。
- 市のすべての事業において協働型の事業の推進と検証に努めます。また、協働型の事業の拡大を目指す新たな仕組みを検討します。
- 市民主体のまちづくり活動や地域コミュニティの活動を促進するために、担い手の発掘や育成とともに、人のつながりづくりに取り組みます。

*コミュニティビジネス

地域の労働力、原材料、技術力などの資源を活用した事業により、地域課題の解決を目指す地域密着型ビジネス。

*ソーシャルビジネス

様々な社会的課題を市場としてとらえ、持続可能な経済活動を通して問題解決に取り組む事業のこと。

5. SDGsの17のゴールと第6次宝塚市総合計画の31の施策分野の主な関係

SDGsの17のゴールと第6次宝塚市総合計画の31の施策分野の主な関係を示します。実際には、各施策分野は、●を付記していないその他のゴールとも関係しており、相互に作用し、補完し合っています。宝塚市は、各施策分野において様々なゴールを意識しながら取り組んでいきます。

31の施策分野	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
市民自治・協働								
人権・男女共同参画				●	●			●
開かれた市政								
情報化				●				
行財政経営			●		●			●
危機管理・防災・消防			●					
防犯・交通安全			●					
消費生活				●				
土地利用								
住宅・住環境								
道路・交通								
河川・水辺空間								
上下水道						●		
健康・医療	●		●	●				
地域福祉	●		●	●				●
高齢者福祉			●					●
障害(がい)者福祉	●		●	●				●
社会保障	●		●					●
児童福祉・青少年育成	●	●	●	●	●			●
学校教育	●		●	●	●			●
社会教育			●	●				
都市景観								
緑化・公園								
環境保全				●		●	●	
循環型社会							●	
都市美化・環境衛生			●			●		
観光			●					●
商工業								●
農業		●	●	●			●	●
雇用・労働環境	●		●		●			●
文化・国際交流				●				●

31の施策分野	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
市民自治・協働									●
人権・男女共同参画		●						●	●
開かれた市政								●	●
情報化									●
行財政経営									●
危機管理・防災・消防			●		●				●
防犯・交通安全								●	●
消費生活				●					●
土地利用	●		●						●
住宅・住環境			●						●
道路・交通	●		●		●				●
河川・水辺空間			●		●				●
上下水道	●		●			●			●
健康・医療								●	●
地域福祉		●			●			●	●
高齢者福祉		●						●	●
障害(がい)者福祉		●						●	●
社会保障		●						●	●
児童福祉・青少年育成		●						●	●
学校教育		●							●
社会教育			●						●
都市景観			●						●
緑化・公園			●		●		●		●
環境保全			●	●	●	●	●		●
循環型社会			●	●	●	●	●		●
都市美化・環境衛生				●		●	●		●
観光	●								●
商工業	●								●
農業	●								●
雇用・労働環境								●	●
文化・国際交流		●						●	●

発行日 令和 3 年（2021 年）9 月
発 行 宝塚市
編 集 企画経営部 政策室 政策推進課
TEL 0797-71-1141（代表）